

電子申告・電子納税サービス (eLTAX) について

**法人市民税の申告、給与支払報告書の提出については
「すべての地方公共団体」で
電子申告をご利用いただけるようになりました。**

電子申告では、複数の地方公共団体への申告を、まとめて1回のデータ送信で行うことができます。法人市民税の申告、給与支払報告書の提出については、すべての地方公共団体で電子申告による提出が可能になりましたので、ぜひご利用ください。

Q 横浜市では eLTAX による電子納税を行っていますか？

A 横浜市では、eLTAX による電子納税サービスをご利用いただけます。

eLTAX での電子納税が利用可能な税目

・法人市民税 ・事業所税 ・個人住民税（特別徴収）

※固定資産税（償却資産）の eLTAX による電子納税は実施していません。

電子納税サービス利用方法

電子納税を行う手続き内容によって、次の2通りの方法があります。



方法1 申告データをもとに、納付手続きを行う

eLTAX で申告した申告データをもとに、納付情報発行依頼を送信します。納付情報を受け取り、内容を確認した後、ペイジー (Pay-easy) を介してインターネットバンキングや ATM から納付します。

【利用可能手続き】 法人市民税の納付、事業所税の納付、個人住民税 退職所得に係る納入申告

方法2 納付用の基本情報を入力して、納付手続きを行う

納付する税目の利用届出を提出し、納付用の基本情報を入力して納付情報発行依頼を送信します。納付情報を受け取り、内容を確認した後、ペイジー (Pay-easy) を介してインターネットバンキングや ATM から納付します。

【利用可能手続き】 個人住民税 (特別徴収) の納付、法人市民税の見込み納付

※①、②共にインターネットバンキングでの納付を行う場合は、あらかじめ口座の準備が必要です。ATM による納付の場合は、不要です。

eLTAX 全般に関する利用手続きの詳細は…eLTAX ヘルプデスク

電話：0570-081459 (ハイシンコク) 全国一律市内通話料金

IP 電話や PHS をご利用の場合：03-5500-7010 通常電話料金

ホームページ：<http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索